

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 3 0 日

事 業 主 様

東京文具工業健康保険組合

短 時 間 労 働 者 に 係 る 賃 金 要 件 の 撤 廃 及 び
当該撤廃に伴う適用除外等の特例に関する事務の取扱いについて

時下 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省保険局保険課長通知（令和 8 年 9 月 1 5 日付、保保発 0 9 1 5 第 2 号）が発出され、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和 7 年法律第 7 4 号）の一部が、令和 8 年 1 0 月 1 日（以下「施行日」という。）に施行されることに伴い、短時間労働者に係る賃金要件の撤廃及び当該撤廃に伴う適用除外等の特例に関する事務の取り扱いが、下記のとおり施行日より実施されることとなりますので、事務担当者様及び被保険者のみなさまへご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 賃金要件の撤廃及び撤廃に伴う適用除外等の特例の概要について

短時間労働者が、健康保険・厚生年金保険（以下「被用者保険」という。）の適用対象となる要件の 1 つである「賃金要件」については、最低賃金の引き上げに伴い労働時間要件を満たせば賃金要件を満たすこととなるため、施行日より撤廃されます。

従いまして、適用事業所に使用される 7 5 歳未満の短時間労働者のうち、最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 7 条の規定の適用を受ける労働者であって、所定内賃金が月額 8. 8 万円未満である者（以下「特定減額特例対象者」という。）は、賃金要件が撤廃され被用者保険が適用されると、被用者保険の保険料負担が報酬に比して過大になる場合があることから、当分の間は被保険者としません。

ただし、上記の措置により特定減額特例対象者は、被用者保険の被保険者とならないところ、特定減額特例対象者のような報酬月額が低い者であっても、老後の保障や万が一の場合に備えたセーフティネットを拡充する観点から、標準報酬月額に基づく保険料を負担してでも被用者保険に加入することを特定減額特例対象者が望む場合は、申出により被用者保険の被保険者となることができることとなります。

なお、特定減額特例対象者から被保険者の資格取得及び資格喪失の申出があった場合、事業主の同意は必要としないこととされておりますので、ご留意ください。

2. 特定減額特例対象者の資格取得、資格喪失及び区分変更の届出について

① 資格を取得される場合

別紙「健康保険 特定減額特例対象者 被保険者資格取得／喪失申出書」と「被保険者資格取得届」を当組合へご提出ください。

※ 資格取得日は、当組合で届出を受理した日となります。

別紙「健康保険 特定減額特例対象者 被保険者資格取得／喪失申出書」は、特定減額特例対象者ご自身をご記入ください。

② 資格を喪失される場合

別紙「健康保険 特定減額特例対象者 被保険者資格取得／喪失申出書」と「被保険者資格喪失届」を当組合へご提出ください。

※ 資格喪失日は、当組合で届出を受理した日の翌日となります。

別紙「健康保険 特定減額特例対象者 被保険者資格取得／喪失申出書」は、特定減額特例対象者ご自身をご記入ください。

③ 被保険者区分が変更される場合

一般被保険者が特定減額特例対象者に該当した場合等は、別紙「健康保険被保険者区分変更届」を当組合へご提出ください。

※ ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

東京文具工業健康保険組合
業 務 部 業 務 課 資 格 係
電 話 03-3866-8141
ダイヤル番号「1」